

## 東日本大震災からの復興に関する緊急要望

東日本大震災から4年余が経過し、被災地では、本格的な復興に向けた取り組みが行われている。

この間、国におかれては、平成27年度までの5年間を集中復興期間と位置づけ、復興交付金や復興特別交付税、国庫補助率のかさ上げ及び補助対象範囲の拡大、各種基金の積み増しのための交付金の増額など、特例的な制度の創設並びに財政支援を講じられてきた。

被災町村は、こうした支援を最大限活用しながら、復旧・復興に全力で取り組んできたが、役場職員の人員不足、建設作業員の人件費や資材の高騰、地元との合意形成や用地買収の停滞などにより、復興事業に遅れが生じているほか、福島第一原発事故の影響を受けた地域では、復旧・復興事業が進展しておらず、未だ多くの住民が故郷を離れ、不自由な避難生活を余儀なくされているなど、依然として厳しい状況に置かれている。

このような状況の中、国は、集中復興期間以降の復興支援の枠組みについて検討するとしているが、財政基盤が脆弱な被災町村が真の復興を果たすためには、引き続き国の強力な支援が必要である。

よって、下記事項について、強く要望する。

### 記

財政基盤の脆弱な被災町村が、復旧・復興の加速化に向けて、必要な事業を着実かつ円滑に推進できるよう、平成27年度までとされている集中復興期間を延長するとともに、国による特例的な財政支援をこれまでと同様に継続し、復旧・復興が完了するまでの間、万全な財政措置を講じること。

平成27年4月21日

全国町村会長  
藤原忠彦